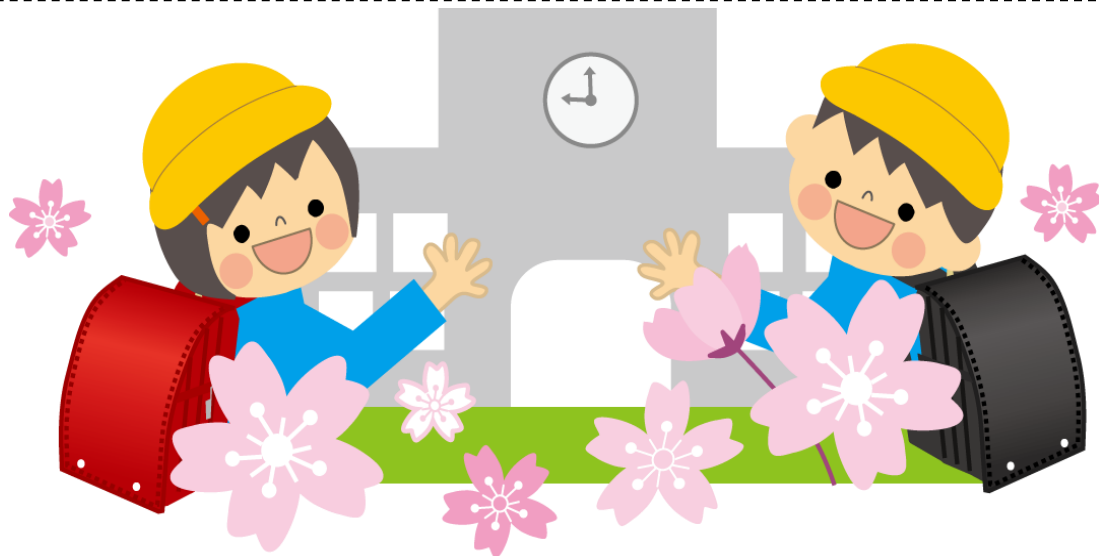


放課後キッズクラブ 入会のしおり 令和8年度版

令和7年度に放課後 e-場所システムでキッズクラブに登録していないご家庭(世帯)は冊子「入会/利用申込の手続き」を利用して令和8年度の申し込みをおこなっていただきます。

お持ちでない方は、キッズクラブにお問合せください。

※令和7年度にお子さん1人でも登録している場合は手続方法が異なります。



別所小学校放課後キッズクラブ

運営法人 特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ

(注) 本案内の内容は、令和7年12月時点で作成したものです。

目 次

| | | |
|-------|---|--------|
| I | 放課後キッズクラブの制度等について | |
| I-1 | 放課後キッズクラブとは | …… P01 |
| I-2 | 運営法人 特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボについて | |
| I-3 | 放課後キッズクラブの開所日 | |
| I-4 | 放課後キッズクラブの利用区分 | …… P02 |
| I-5 | わくわく【区分1】の概要 | …… P03 |
| I-6 | すくすく【区分2】の概要 | …… P04 |
| I-7 | 保険への加入 | …… P06 |
| I-8 | 放課後e-場所システムの使用 | …… P07 |
| II | 活動について | |
| II-1 | 放課後キッズクラブの活動 | …… P08 |
| II-2 | プログラム | …… P11 |
| II-3 | おやつ | …… P12 |
| II-4 | 学校休業日等の昼食 | |
| II-5 | 学習環境 | …… P13 |
| II-6 | キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え） | |
| II-7 | 広報誌『キッズ通信』 | …… P14 |
| II-8 | 利用当日の流れ | …… P15 |
| II-9 | キッズクラブの利用にあたってのお願い | …… P16 |
| II-10 | 事故が起きた時の対応 《キッズクラブの安全管理・危機管理の取り組みについて》 | …… P17 |
| III | 利用に当たっての各種手続き等について | |
| III-1 | 利用申込 | …… P18 |
| III-2 | 利用予定 | …… P20 |
| III-3 | 利用区分の変更 | |
| III-4 | 利用料等の支払方法 | …… P21 |
| IV | 非常災害時等の対応について | |
| IV-1 | 警報発表時等の対応 | …… P22 |
| IV-2 | 熱中症警戒アラート等発表時等の利用 | …… P23 |
| IV-3 | 地震 | …… P24 |
| IV-4 | Jアラートを通じた緊急情報への対応 | …… P25 |
| V | その他 | |
| V-1 | 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて | …… P25 |
| V-2 | 保護者会 | …… P26 |
| V-3 | ご意見・ご要望等 | |
| V-4 | お問い合わせ先 | |

（参考資料）

- ・ 放課後キッズクラブ入会案内（You Tube）※期間限定
- ・ 保険制度運営負担金の事前のお振込みについて
- ・ 保険制度に関するQ&A
- ・ 放課後キッズクラブ よくあるご質問
- ・ 放課後キッズクラブ利用減免手続のお知らせ
- ・ 令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類等について

（様式等）

- ・ 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例
- ・ 自営業従事者等申告書
- ・ 放課後キッズクラブ利用料減免申請書
- ・ 放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書
- ・ キッズかけはしシート

次の方は、放課後キッズクラブへお問合せください。

- ・ システムでのお申込みが完了できない方
- ・ すくすく【区分2A・B】申込みをご希望で、上記「（様式等）」以外の証明書類が必要な方

I 放課後キッズクラブの制度等について

I-1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

- ① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること
- ② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

別所小学校放課後キッズクラブは、南区が選定した法人（特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ）が運営を行っています。

I-2 運営法人 特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボについて

別所小学校放課後キッズクラブを運営する特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボは、こどもの健全育成を図る活動、社会教育の推進を図る活動を目的に設立されました。主な事業内容はこどもの居場所づくり事業、地域活動事業です。「安心、安全、楽しい」環境づくりをし、子どもたちの心に寄り添い、健やかな成長を見守ります。

放課後キッズクラブの運営にあたっては、子どもたちを尊重した上で、自主的に考えて行動する環境を用意することで自己肯定感を醸成する機会を提供し、さまざまなプログラムを開催することで、子どもたちがそれぞれの可能性を見出す機会を提供することを目指しています。

I-3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所します。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合^(※1)や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります（その際の連絡は、「放課後e-場所システム」(P7)の一斉通知機能でおこないます。なお、一斉通知機能はON・OFFの調整が可能となっております）。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります。

<参考：放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合の例>

| | 警報発表時 | 熱中症警戒アラート等発表時 | 学級閉鎖等 |
|--------------------------------------|-------------------|---------------|--|
| わくわく【区分1】 | 閉所 | 閉所 | 感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童 ^(※2) は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。 |
| すくすく【区分2A・B】 (わくわく【区分1】のスポット利用含む) | 開所 ※特別警報発表時は閉所 | 開所 | |

※1 表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2 学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

I-4 放課後キッズクラブの利用区分

利用に当たっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした「わくわく【区分1】」と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした「すくすく【区分2】」があります。

また、「すくすく【区分2】」には、午後5時まで利用の「すくすく・ゆうやけ【区分2A】」と午後7時まで利用の「すくすく・ほしぞら【区分2B】」があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用登録料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

【利用区分ごとの概要】

| 利用区分 | わくわく 【区分1】 ^(※1) | | すくすく【区分2】 | |
|-------|---|---|---|---|
| | | | ゆうやけ【区分2A】 ^(※2) | ほしぞら【区分2B】 |
| 利用目的 | 遊びの場 | | 遊びの場+生活の場 | |
| 登録条件 | ・別所小学校に通学している児童であること ・別所小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 | | | |
| | — | | <u>留守家庭児童等^(※3)であること</u> | |
| 利用時間 | 平日 | 放課後から <u>午後4時まで</u> | 放課後から <u>午後5時まで</u> | 放課後から <u>午後7時まで</u> |
| | 土曜日 | <u>利用できません</u> | 午前8時30分～ <u>午後5時まで</u> | 午前8時30分～ <u>午後7時まで</u> |
| | 土曜日 を除く 学校休業日 | <u>午前10時～12時または 午後2時～4時^(※4)</u> ただし、夏季休業日は <u>午前9時～11時のみ</u> | 午前8時～ <u>午後5時まで</u> | 午前8時～ <u>午後7時まで</u> |
| お迎え | <u>キッズクラブで定めている最終下校時刻後に下校する場合は、保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要となります。</u> | | | |
| 利用料 | <u>無料</u> | | <u>月額2,000円^(※5) + おやつ代</u> (7・8月は2,500円+おやつ代) | <u>月額5,000円^(※5) + おやつ代</u> (7・8月は5,500円+おやつ代) |
| | 減免制度あり（P5および参考資料） | | | |
| 保険加入料 | 年額700円 | | | |
| 定員 | なし | | あり | |

※1 表の説明のほか、有料でスポット利用（P3）ができます。

※2 表の説明のほか、有料で延長利用（P4）ができます。

※3 保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

※4 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみ利用となり、午後は利用できません。

※5 実際の利用頻度にかかわらずご負担いただきます（利用回数に応じた日割り等はありません）。

I-5 わくわく【区分1】の概要

(1) わくわく【区分1】について

全てのこどもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。

こどもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

(2) 利用時間

| | |
|-------|--|
| 平日 | 放課後～ <u>午後4時</u> |
| 土曜日 | <u>利用できません</u> ^(※1) |
| 学校休業日 | <u>午前10時～12時 または 午後2時～4時</u> ^(※2) ただし、夏季休業日は <u>午前9時～11時のみ</u> |

※1 スポット利用や、特別なプログラムのある日でプログラムに参加する場合は利用できます。

※2 午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみ利用となり、午後は利用できません。

(3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）。スポット利用には、原則あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

<注意事項>

定員の空き状況等により利用できない場合があります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。また、プログラムに参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

<注意事項>

わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間がその時間を超えると、スポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費相当）が発生しますので、あらかじめ御承知おください。

*放課後 e-場所システムで、退室時間に応じて利用料やおやつ代を自動判定いたします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P22）や熱中症警戒アラート等発表時（P23）、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、放課後 e-場所システムによりお知らせさせていただきます。なお、一斉通知機能はON・OFFの調整が可能となっております。

I-6 すくすく【区分2】の概要

(1) すくすく【区分2 A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

わくわく【区分1】と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や基本的な生活習慣^(※1)の習得等のための支援を、放課後児童支援員^(※2)等が行います。

※1 基本的な生活習慣の一例

- ・健康や衛生に関すること（手洗い、うがい等）
- ・こどもの日常生活に関すること（持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等）
- ・放課後キッズクラブでの生活に関すること（集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等）

※2 放課後児童支援員

保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

(2) 利用時間

| | すくすく・ゆうやけ【区分2 A】 ^(※) | すくすく・ほしぞら【区分2 B】 |
|-----------------|---------------------------------|------------------|
| 平日 | 放課後～午後5時 | 放課後～午後7時 |
| 土曜日 | 午前8時30分～午後5時 | 午前8時30分～午後7時 |
| 土曜日を除く 学校休業日 | 午前8時～午後5時 | 午前8時～午後7時 |

※ 延長利用料（400円/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

(3) 延長利用

延長利用とは、すくすく・ゆうやけ【区分2 A】のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合に、午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

延長利用には、原則、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

(4) 利用料

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

また、利用料とは別におやつ代（実費相当）や保険料がかかるほか、プログラムに参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

| | すくすく・ゆうやけ【区分2 A】 | すくすく・ほしぞら【区分2 B】 |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 利用料（月額） ^(※) | 2,000円 (7・8月は2,500円) | 5,000円 (7・8月は5,500円) |
| 延長料（午後7時まで） | 1回あたり400円 | — |
| おやつ代 | 実費相当 | |

※ すくすく【区分2 A・B】の利用料は、その月の利用がなくてもご負担いただきます。

<注意事項>

すくすく【区分2A】の利用時間は午後5時までのため、退室時間がその時間を超えると、延長料（400円/回）が発生しますので、あらかじめ御承知おきください。

*放課後e-場所システムで、退室時間に応じて利用料やおやつ代を自動判定いたします。

【利用料減免制度】

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。（当しおりの参考資料「放課後キッズクラブ利用減免手順のお知らせ」をご参照ください。）

| | 説明 |
|-----------------------------|--|
| 減免対象者 <small>(※1・2)</small> | 以下の①～③のいずれかに該当する方 ① 生活保護世帯の方 ② 市民税所得割非課税世帯の方 ③ 横浜市就学援助を受けている方 |
| 減免額 | <u>上限2,500円/月</u> |
| 減免対象費用 | 月額利用料 ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません |

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

I-7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆様に万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金を負担していただきます。

この保険は別所小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人が加入するものです。放課後e-場所システムで利用申込される際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。また、「保険に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

<補償概要>

「①傷害保険」「②賠償責任保険」2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です。）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険の掛金

お子さん1人につき年額7000円

(2) 補償内容

| | 内容 | 保険金額・支払限度額* |
|----------|-----------------|------------------|
| 傷害 保険 | 通院（1日目から90日限度） | 1500円/日 |
| | 入院（1日目から180日限度） | 4000円/日 |
| | 死亡 | 3,000万円 |
| | 後遺障害 | 90万円～3,000万円 |
| 賠償 責任 | 対人賠償・対物賠償 | 共通限度額 1名/1事故 5億円 |

(3) 対象となる事故の範囲

- 傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
- 賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

(4) 支払方法

保険制度負担金のお支払いは、ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。『振替払込書兼受領書』の写し（画像データ）を申込時に一緒にアップロードしてください。原本はご家庭で保管してください。なお、インターネット等でお支払いはご遠慮ください。

(5) その他

- ・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。
- ・保険金の支払いにつきましては契約保険会社の定款・約款に基づきますので、支払いがされない場合もございます。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

I-8 放課後 e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申込を始めとした、各種手続の多くは横浜市が開発した「放課後 e-場所システム」(以下「システム」という。)で行います。お手数ですが、システムの利用登録をお願い申し上げます。

なお、システムでの新規利用登録に当たっては、令和8年度から横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」^(※)のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

<システムの登録>

放課後キッズクラブの利用申込に際し、登録用の二次元コードが印刷された冊子「入会/利用申込の手続き」をお渡ししますので、利用申込に必要な書類(P18)をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。

※令和7年度にお子さん1人でも登録している場合は手続方法が異なります。別途お知らせいたします。

なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください(システムでの手続が難しい場合は、放課後キッズクラブまでご相談ください)。

【放課後 e-場所システム マニュアル掲載ページ】

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html>

二次元コード:



放課後 e-場所システムの主な機能

| 主な機能の一覧 | | |
|---------|------------------|--|
| 1 | 入会の利用申込・区分変更・退会 | クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続きができます。 |
| 2 | 書類の提出 | 申込等に必要な書類を提出できます。 |
| 3 | 児童の入退室時刻のお知らせ | お子さんの入室・退室の情報を、あらかじめご登録いただいたメールアドレスに通知します。 |
| 4 | 利用予定の登録・変更・キャンセル | 利用予定の登録・変更・キャンセル等ができます。 |
| 5 | 昼食提供の申込 | 春・夏・冬休みにお弁当を注文できます。 |
| 6 | クラブ・横浜市からのお知らせ | 保護者サイトでお知らせを確認できるほか、クラブからのお知らせをメールで通知を受け取ることができます。 |

<放課後 e-場所システムの動作環境 (2025年11月現在)>

放課後 e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。

インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。

| 推奨ブラウザ | Version |
|----------------|------------------|
| Google Chrome | 最新のバージョンをお使いください |
| Firefox | 最新のバージョンをお使いください |
| Microsoft Edge | 最新のバージョンをお使いください |

II 活動について

II-1 放課後キッズクラブの活動

(1) 活動に当たり大切にしていること

別所小学校放課後キッズクラブでは、放課後に異学年同士で思いっきり遊んだり、静かに本を読んだり、各自が自由にすごせる遊びの時間、夕方以降はおやつを食べて、宿題をしたり室内遊びをしたりして過ごしています。

(2) 学校・保護者・地域との連携や繋がり

別所小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

| | 概要 |
|-----|--|
| 学校 | <ul style="list-style-type: none">・子どもたちが日々の生活を円滑に過ごせるよう、学校の担任の先生などともどもたちの様子など情報交換を行っています。・専用ルームがないため、学校と連携し授業の時間や行事の予定を確認しながら、兼用ルームや校庭の利用の調整を行っています。 |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none">・日々のお迎え時等のコミュニケーションのほか、お子様の様子などで気になることがあればスタッフとの面談はいつでも対応いたします。・毎年7月に保護者会、11月に保護者アンケートを実施し、保護者の皆様との意見交換の場を設定しています。 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none">・食生活等改善推進委員会と連携し、調理と食育を学ぶ場を設けています。・南まつり、南区キッズデーにキッズクラブとして作品を展示しています。 |

(3) 一日の活動スケジュール例

〈平日（学校のある日）の一例〉

| | わくわく【区分1】 | すくすく【区分2A】 | すくすく【区分2B】 |
|-----|---|--------------------------------|------------|
| 8時 | 学校で授業 | | |
| 9時 | | | |
| 10時 | | | |
| 11時 | | | |
| 12時 | | | |
| 13時 | 受付 ・ 自由遊び等 (校庭・体育館の遊び、ブロック、ボードゲーム、こま回し、折り紙、ぬり絵 など) | | |
| 14時 | | | |
| 15時 | | | |
| 16時 | 閉所 (スポット利用時の活動はすくすく【区分2】と同様) | おやつ | |
| 17時 | | 宿題 | |
| 18時 | | 閉所 (延長利用時の活動はすくすく【区分2B】と同様) | 静かな遊び等 |
| 19時 | 閉所 | | |

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。

〈学校休業日（土曜日除く）の一例〉

| | わくわく【区分1】 | すくすく【区分2A】 | すくすく【区分2B】 |
|-----|--------------------------------|-------------------------------|------------|
| 8時 | 閉所 | | |
| 9時 | 閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様) | 受付 ・自主学習 (宿題など) | |
| 10時 | 受付・自由遊び等① (実施している遊びの紹介) | 自由遊び等 (実施している遊びの紹介) | |
| 11時 | | | |
| 12時 | 閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様) | 昼食(クラブ内) | |
| 13時 | 受付・自由遊び等② (実施している遊びの紹介) | 静かな遊び | |
| 14時 | | | |
| 15時 | 閉所 (スポット利用の活動はすくすく【区分2】と同様) | 自由遊び等 | |
| 16時 | | おやつ | |
| 17時 | | 宿題・読書等 | |
| 18時 | | 閉所 (延長利用時の活動はすくすく【区分2】と同様) | 静かな遊び等 |
| 19時 | 閉所 | | |

★土曜日は8時30分からの開所です。

★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後のどちらかの時間帯に参加します(両方は参加できません)。

※夏季休業日のみ午前1回

★わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

★すくすく【区分2】では、一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動しています。

II-2 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。

(1) 別所小学校放課後キッズクラブでのプログラム

別所小学校放課後キッズクラブでは、さまざまなプログラムを実施しています。

【実施しているプログラム例】

| | |
|----------------|--|
| 定期的実施しているプログラム | ・キッズイングリッシュ（毎月1回） ・ものづくり教室（隔月） ・キッズダンス（毎月2回） |
| 随時実施しているプログラム | ・サイエンス教室（長期休業期間中） ・調理と食育（年2回） |
| 屋外活動やお出かけプログラム | ・サッカー教室（年1回） |

※今後実施するプログラムは変更になる場合があります。

(2) プログラムの申込等

プログラムの内容・実施日・申込方法など、詳しい内容や申込方法は、キッズ通信等またはシステムでお知らせします。

<注意事項>

- ・プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。
- ・プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さんの希望も聞いたうえで、申し込みをお決めください。
- ・わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

II-3 おやつ

すすく【区分2 A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。原則、持ち込みはご遠慮いただいておりますが、食物アレルギーのあるお子さんやその他、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。また、持ち込み等含めてキッズクラブから相談させていただく場合もございます。

【重要なお願い】 学校生活管理指導表（写し）の提出について

お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しをあわせて添付してください。

また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写し）をあわせて添付してください。

なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

【おやつの提供状況】

料金：100円/食

食べる場所：キッズルーム

おやつの内容：個別包装袋菓子、アイスクリームやゼリー他

II-4 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

【横浜市による取組】

放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。

お弁当を注文すると、クラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、クラブで昼食を取ることができます。

なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】 令和7年度の昼食提供の概要

期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和7年8月11日～8月15日）は除く）

料金：400円/食

対象：すすく【区分2 A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

II-5 学習環境

学習用タブレット端末（以下「端末」という。）のキッズクラブにおける利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、クラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、別途お渡しする「別所小学校放課後キッズクラブでの学習用タブレット端末の利用にあたって（お願い）」をご確認ください。

また、クラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、クラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にご連絡ください。

なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さまとお話しあつたうえで、ご利用ください。

II-6 キッズクラブからの帰り方（一斉下校・お迎え）

キッズクラブからの帰り方は、お子さんだけで帰る場合と、保護者等によるお迎えの2種類があります。

なお、お子さんだけで帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し、一斉下校を行っています。

システムで利用予定を登録する際に、お子さんの帰宅時間とお迎えの有無を入力してください。

また、学校とも連携のうえ、一斉下校には最終時刻（以下「最終下校時刻」という。）を設定しています。お子さんの安全のために、「最終下校時刻」以降はお子さんだけの帰宅はできませんので、必ず保護者等によるお迎えが必要となります。

<キッズクラブからの帰り方>

| | ～最終下校時刻 | 最終下校時刻後 |
|-----|------------------------|---------------------------------|
| 帰り方 | 一斉下校 または 保護者等によるお迎え | 保護者等によるお迎え (お子さんだけの帰宅はできません) |

(1) 一斉下校

一斉下校で帰宅する場合は、保護者等のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅することができます。一斉下校時刻は30分毎に設定していますので、お子さんだけで帰る場合には、「一斉下校時刻」の時間を、システムで利用予定に登録してください。

なお、最終下校時刻は季節によって異なるため、ご注意ください。

<一斉下校時刻と最終下校時刻>

| | 一斉下校時刻 | | | | 最終下校時刻 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 午後3時30分 | 午後4時00分 | 午後4時30分 | 午後5時00分 | |
| 3～9月 | 午後3時30分 | 午後4時00分 | 午後4時30分 | 午後5時00分 | 午後5時00分 |
| 10月 | 午後3時30分 | 午後4時00分 | 午後4時30分 | — | 午後4時30分 |
| 11～1月 | 午後3時30分 | 午後4時00分 | — | — | 午後4時00分 |
| 2月 | 午後3時30分 | 午後4時00分 | 午後4時30分 | — | 午後4時30分 |

※わくわく【区分1】のお子さんは年間を通じて最終下校時刻の午後4時まで、30分単位で下校可能です。

【新1年生の一斉下校開始日について】

新1年生のお子さんの一斉下校開始は5月1日からです。4月末までは、保護者等によるお迎えをお願いします。

(2) 保護者等によるお迎え

最終下校時刻後の帰宅となる場合、又は最終下校時刻前でも保護者等のお迎えを希望する場合は、お迎えでの帰宅となります。

ア お迎えができる方

保護者又は代理引き取り人のみ、お迎えができます。

代理引き取り人については、利用申込時に登録をお願いします。なお、代理引き取り人がお迎えをする場合は、マイナンバーカードや運転免許証等の本人確認書類を提示していただきます。

イ 車による送迎

車でのお迎えは原則できません。近隣にお住まいの方への影響もありますのでご協力をお願いします。

II-7 広報誌『キッズ通信』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズ通信』により行います。内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズ通信』は毎月中旬～下旬に発行し、システムで配信します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズ通信』を配付することもあります。

(2) 『キッズ通信』の内容

ア 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

全日程予約制となりますので利用予約についての記載があります。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

イ 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

< 『キッズ通信』等への写真掲載 >

『キッズ通信』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズ通信』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。

また、『キッズ通信』以外にも写真を使用しての活動の紹介を随時おこなっておりますので、子どもたちの活動をご覧ください。なお、写真掲載を希望されない場合は、システムで利用申込をする際に、写真掲載の同意欄で「同意しない」を選択してください。

II-8 利用当日の流れ

(1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

ア 各学級での帰りの会が終わったら、ランドセル等の荷物を持って放課後キッズクラブの活動場所(キッズルーム)へ行きます。

※ 学校休業日等については、キッズクラブで指定された門のインターホンで「学年・組・(お子さんの)名前」を伝えて入校し、キッズルームへ行きます。

イ キッズルームでは、キッズクラブのスタッフに従って受付をします。受付で、お子さん専用の二次元コード^(※)を読み取ります。

二次元コードを読み取ると、入退室システムで登録したメールアドレスに入室のお知らせが届きます。

※ 二次元コードは、「放課後キッズクラブで管理」、「児童が特参」のいずれかの方法をキッズクラブで決めさせていただきます。

ウ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

(2) 持ち物

放課後キッズクラブへの持ち物は「平日(学校がある日)」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズ通信(キッズニュース)』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、放課後キッズクラブに来たら教室には戻れません。

| 平日 | 学校休業日 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・利用カード ・水筒 普段学校に持っていく中身と同じものにしてください。 ・上履き 要・不要は放課後キッズクラブへお尋ねください。 ・着替え 校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。 | <ul style="list-style-type: none"> ・左記の「平日」の持ち物 ・お弁当 午後まで利用する場合のみ必要。お弁当の中身が傷まないよう保冷剤等の工夫をお願いします。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>記載されてる以外でもキッズクラブで持ち物をお願いする場合があります。</p> </div> |

<注意事項>

・学校に持って来てはいけないもの(ゲーム機、玩具等)は、放課後キッズクラブにも持ってくることはできません。

(3) 帰り方

ア 最終下校時刻まで(一人帰り)

一斉下校時刻が近づいたら、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。

キッズクラブを退室する際に、お子さん専用の二次元コードを読み取り^(※)、一斉下校します。

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

イ 最終下校時刻後(保護者によるお迎え)

お迎え時に、保護者の方からキッズクラブで指定された門のインターホンで「学年・組・お子さん

のお名前」をお伝えいただき、キッズクラブのスタッフがお子さんに声かけし、帰宅の準備をします。保護者の方が、キッズルームまでお越しになりましたら、お子さん専用の二次元コードを読み取り、お子さんを引渡します。^(※)

※ 二次元コードを読み取ると、事前登録したメールアドレスに退室のお知らせが届きます。

II-9 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。

皆様が安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。

これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

クラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。

また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

(2) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負えませんので安全を十分に確認した上でクラブをご利用ください。

(3) スタッフとの適切なコミュニケーション

放課後キッズクラブでは、保護者の皆さまとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。

保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為^(※)はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いいたします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

(4) お子さんの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。

他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いいたします。

また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

II-10 事故が起きた時の対応

| 軽度のけがの場合 | 重度のけがの場合 |
|--|--|
| ① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います。 ② 保護者に連絡 ^(※1) を取り、対応を相談します。 (キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける ^(※2) 等) | ① キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます。 ② 保護者へ連絡 ^(※1) をします。 ③ 救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます。 ④ 保護者に状況を報告します。 ⑤ 区役所子ども家庭支援課へ事故報告書を提出します。 |

※1 保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡が付き次第、経過を説明します

※2 首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

【「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について】

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース（以下、事故情報データベース）」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。

そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

<内閣府ウェブサイト>特定教育・保育施設等における事故情報データベース

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

《キッズクラブの安全管理・危機管理の取り組みについて》

キッズクラブでは安全計画を策定し計画をもとに施設や設備の安全点検などの取り組みをしています。

<主な取り組み>

- 施設・設備の安全点検表を用い、危険箇所、破損、異常がないか確認点検をおこなっています。
- 避難訓練・消火訓練を年2回以上実施しています。
- 安全管理・危機管理に資する職員への共有や研修を実施しています。
- 事故等が発生した場合には要因分析と再発防止策を共有し再発防止に努めます。

施設についてお気づきの点等ございましたら、放課後キッズクラブまでお知らせください。

Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について

Ⅲ-1 利用申込

(1) 利用申込

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。

【年度当初から利用】

4月から利用を希望する場合は以下の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、システムで申込みをしてください。

| 利用区分 | 利用登録に必要なもの | 申込締切（4月利用） | |
|------------------|---|-----------------|------|
| | | 在校生 | 新1年生 |
| わくわく 【区分1】 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）※ | 令和8年2月17日～3月17日 | |
| すくすく 【区分2A・B】 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料（700円）の領収書 ・「学校生活管理指導表」の写し（アレルギーがある場合） ・児童情報シート（キッズかけはしシート）※ ・<u>留守家庭児童等を証明する書類（P19）</u> | | |

※児童情報シート（キッズかけはしシート）のご提出についてのお願い

児童情報シート（キッズかけはしシート）とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。

保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。

新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。

また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。

提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中等で提出をお願いすることがあります。

【年度途中から利用】

年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、お申し込みください。利用開始日についてはご相談ください。

<利用前面談>

次の方は面談を実施いたします。面談の申込は、平日13時～18時にキッズクラブへ電話でお問合せください。

◎面談が必須の方（保護者の方との面談になります。）

- ・区分に関わらず、お子さんに食物アレルギーのある方は「学校生活管理指導表」の写しをご持参ください。

◎面談を希望される方

例えば、次の方で面談を希望される方は、お子さんと一緒に面談をいたします。

- ・新一年生の【区分2A・B】登録希望の方
- ・新一年生の【区分1】登録希望で4月1日から給食開始日前の期間に利用希望の方

なお、上記以外の場合でも、お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類>

| 保護者の状況 | 各種証明書等 |
|----------------------------|--|
| 会社員、公務員等 | 就労（予定）証明書 ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書提出遅延届」を添付してください。就労（予定）証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です。 |
| 勤務予定者 | |
| 産休中及び育休中 | |
| 自営業 | 自営業従事者等申告書 |
| 病気の方 看護・介護中の方 | 病気・障害等申告書 ^{※1} ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。 |
| 障害のある方 | 病気・障害等申告書 ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。 |
| 求職中の方 | 求職活動申告書 ^{※2} |
| 在学中（中学生、高校生除く） | 学生証の写し又は在学証明書 |
| 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方 | 罹災証明書 ※地震による家屋損壊・区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災・消防署で発行しています。 |

- ※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります）。
- ※2 求職活動を理由にすすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労（予定）証明書をシステムで提出してください。
- * 各種証明書の変更が発生した場合は、システムに変更後の書類を添付をして手続きをおこなってください。

(2) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、当しおりの参考資料「放課後キッズクラブ利用減免手順のお知らせ」を確認のうえ、キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

(3) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。その後、放課後キッズクラブで「利用カード」を受け取ってから利用が可能になります。（3月18日から初回利用日の前日までにお受け取りください。）

ただし、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。その際の面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせいたします。

なお、ご提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用すすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人からご連絡させていただきます。

(4) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

| 利用区分 | 利用開始日 |
|-----------|--|
| わくわく【区分1】 | 学校生活への影響を考慮し、利用開始は給食開始日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。 |
| すくすく【区分2】 | 4月1日から利用することができます。 |

<新1年生の利用にあたっての注意事項>

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月30日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
学校開始日以降は3年生以上の兄弟姉妹がいる場合は4時まで兄または姉のお迎えも可能です。
新1年生は4月中のひとり帰りはできません。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

Ⅲ-2 利用予定

(1) 利用予定の登録

放課後キッズクラブの利用予定は原則前月の25日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできかねますのでご承知おきください。なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合当日の午前8時までに、システムで変更をしてください。

| | 登録・変更等期限 |
|--------------|--------------------|
| 当初の登録 | 前月25日までにシステムに登録 |
| 当初の登録締切日後の変更 | 利用日の午前8時までにシステムで変更 |

(2) プログラムの申込

キッズ通信で、プログラムの詳細を確認の上、申込をお願いいたします。

Ⅲ-3 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システムで利用区分の変更申請をしてください（月途中での利用区分の変更は原則できません）。

また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月25日までに行ってください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員の状況により新たな活動場所の確保が必要になる場合もあるため、原則6月25日までに行ってください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

<留守家庭児童等を証明する書類の提出について>

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」（P19）の添付が必要となります。
- ・一度すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更

がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労（予定）証明書の再提出を省略できます。
ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労（予定）証明書の提出が必要となります。

- ・すくすく【区分2 A・B】間の変更（【区分2 A】⇔【区分2 B】）は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで、改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

Ⅲ-4 利用料等の支払方法

利用料等は、口座振替（口座引き落とし）と現金によるお支払いとなります。

口座の登録方法は、区分2の利用が決定した後に「利用カード」と一緒にお渡しする「口座振替のWEB登録について」をご参照ください。

| | 支払方法 | 支払日 ※ | 注意事項 |
|----------------------------|------|----------------|--|
| すくすく【区分2】の利用料 ・延長料・おやつ代 | 口座振替 | 毎月17日 | 口座振替は次の料金をご請求させていただきます。* ・口座登録時 350円/登録（含 変更） ・口座振替時 95円/件 |
| わくわく【区分1】のスポット 料金・おやつ代 | 現金支払 | 利用当日 | お釣りのないようご協力お願いいたします。また、利用当日にお支払いが難しい場合は、放課後キッズクラブへご相談ください。 |
| プログラムの材料費等（実費） | 現金支払 | 当クラブが 指定した日 | 実費をお支払いいただく場合には、別途「支払方法・支払日」をお知らせいたします。 |

※預貯金口座への入金期限は引き落とし日の前日です。

※口座振替は、土・日・祝日等の金融機関が休業となる場合は、翌営業日になります。

*市の指導により、新たに口座登録をされる方の登録料、口座からの御請求額のお引落し手数料を保護者様の負担とさせていただいております。保護者の皆様にはご負担をおかけしますがご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

IV 非常災害時等の対応について

IV-1 警報発表時等の対応

(1) 警報発表時の対応

| | | 警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】 |
|--------|--------|--|
| 学校がある日 | 登校前 | 午前6時の段階で、横浜市内に警報が発表された場合、 <u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。(※1)</u> 放課後キッズクラブも、 <u>児童の安全のため閉所となります。</u> ※「特別警報」または「避難勧告」が発表された場合も同様に閉所となります。(※2) |
| | 登校後 | 児童登校後、横浜市内に警報(※1)が発表された場合、児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、 <u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u> スポット利用以外のわくわく区分のおさんは、基本的には学校での対応となります。 なお、警報発表中は、 <u>児童の帰宅時間に関わらず、必ず保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要です。(※)</u> ※「特別警報」または「避難勧告」が発表された場合も同様に閉所となります。(※2) |
| | 放課後 | 放課後キッズクラブの開所時間中に、横浜市内に警報(※1)が発表された場合、 <u>警報発表中は児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要です。</u> 児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。(※) 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 ※「特別警報」または「避難勧告」が発表された場合は、 <u>その時点で閉所となり、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、学校内(放課後キッズクラブ内を含む)で留め置きとなります。</u> |
| 学校がない日 | キッズ開所前 | 午前6時の段階で、横浜市内に警報(※1)が発表された場合、 <u>放課後キッズクラブは、閉所となります。</u> ※「特別警報」または「避難勧告」が発表された場合も同様に閉所となります。(※2) |
| | キッズ開所後 | 放課後キッズクラブの開所時間中に横浜市内に警報(※1)が発表された場合、 <u>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の保護者又は保護者から指定された方のお迎えが必要です。</u> 児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。(※) 交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。 ※「特別警報」または「避難勧告」が発表された場合も、 <u>同様となります。</u> |

※1 警報とは、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」をいいます。

※2 避難勧告とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」が発表された場合をいいます。
なお、警報や避難勧告等については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○ 横浜市 防災情報ポータル URL : <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>防災情報ポータル
(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)(外部サイト)

* 利用児童が全員帰宅した場合、クラブをその時点で閉所することがあります。その場合、システムで閉所をお知らせします。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になります。システムで開所される時間を連絡しますので、指定の時間以降のご利用をお願いします。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

IV-2 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

【わくわく（区分1）】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の午前5時に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止します。

また、「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応とします。

ただし、屋内でエアコンが使用できる活動場所が確保され、児童が安全に活動できるとクラブが判断した場合は、平日に限り受け入れる場合があります。なお、夏休みの学校休業日は利用休止となります。

近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。

ご理解とご協力をお願いいたします。

【すすく（区分2A・B）】




すすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。

ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

| アラートの種類 | 概要 |
|-------------|--|
| 熱中症警戒アラート | <ul style="list-style-type: none">発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表わくわく【区分1】は原則利用休止 |
| 熱中症特別警戒アラート | <ul style="list-style-type: none">発表は1日1回、前日の午後2時気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます。わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします。 |

【熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス】

ご家庭でも以下のアドレスから「[熱中症警戒アラート等 メール配信サービス](https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html)」にご登録いただけます。
環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

| サービス | URL | 二次元コード | 配信時刻等 |
|-------------------------|---|---|------------------|
| 横浜市防災情報Eメール | https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html |  | 前日午後5時頃及び当日午前5時頃 |
| 環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス | https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php |  | 前日午後5時頃及び当日午前7時頃 |
| 環境省公式 LINE アカウントによる情報配信 | https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php |  | 前日午後6時頃及び当日午前7時頃 |

※熱中症特別警戒アラートは、午後2時ごろに配信されます。

IV-3 地震

時間帯別の基本行動（例：震度5強以上の地震の場合）

| 放課後キッズクラブの対応 | | |
|--------------|-----|---|
| 学校がある日 | 登校前 | 地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。 |
| | 登校時 | 地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。 |
| | 授業中 | 地震がおさまった場合でも、当日は開所しません。 |
| | 放課後 | 教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。 |

| 放課後キッズクラブの対応 | |
|---------------------------|--|
| 開所日 (キッズクラブ 学校がない日) | (1) 開所前の地震発生 開所しません。 (2) 開所後の地震発生 児童の安全を確保し、学校で待機します。 教職員が参集してきたら、状況を報告し指示に従います。 |
| 習日 | 学校の対応に準じます。 |

IV-4 Jアラートを通じた緊急情報への対応

- ・神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
- ・その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。
なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。
- ・ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

V その他

V-1 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

(1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。

障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、「利用申込書」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載をお願いします。

【利用申込前の事前見学】

キッズクラブの申込に当たっては、事前にお子さんと一緒にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認ください。

なお、見学をご希望の際は、キッズクラブへ事前にご相談ください。

【利用開始前の面談】

利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。

「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

面談の申込は、平日13時～18時にキッズクラブへ電話でお問合せください。

(2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。

ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めのご相談をお願いいたします。

(3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。

また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もございます。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

下記二次元コードから、お住まいの区のこども家庭支援課のそれぞれの連絡先がお調べいただけます。

【こども家庭相談ホームページ】

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html>

二次元コード



【障害児通所事業ご利用の手引き】

URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf

二次元コード



V-2 保護者会等

放課後キッズクラブでは、主に保護者の皆様に意見を聞く場として、半期に一回以上保護者会等を開催します。保護者会等は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンラインを含む）の他、お子さんと一緒にご参加いただく親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含まれます。

保護者の皆さまのご意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。保護者会等の開催に当たっては、キッズ通信等で事前にお知らせいたします。

V-3 ご意見・ご要望等

ご利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、放課後キッズクラブまたは運営法人 特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボまでご相談ください。

【受付担当者】

別所小学校放課後キッズクラブ : 主任または副主任
特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ : ご相談窓口

V-4 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、放課後キッズクラブ事業に関することは直接 放課後キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例: 放課後キッズクラブの出席、欠席、放課後キッズクラブの運営全般・制度について など)

別所小学校放課後キッズクラブ

TEL : 045-715-2920
携帯 : 090-1121-5403
携帯 : 090-1121-5065

特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボ
横浜市南区こども家庭支援課

TEL : 045-717-5503
TEL : 045-341-1155

特定非営利活動法人ソーシャルキッズラボホームページ案内 <https://www.socialkidslab.or.jp/>



參考資料

放課後キッズクラブ入会案内(YouTube)

放課後キッズクラブに入会を希望される保護者様へ

公開期間 令和 8 年 2 月 2 日～令和 8 年 4 月 30 日

今年度の放課後キッズクラブ入会についてのご案内をソーシャルキッズラボの『YouTube』にてご視聴していただけます。以下の URL 又は QR コードよりアクセスをお願いいたします。キッズクラブより配付の「入会のしおり」をご一読いただいた上で、あわせてご活用いただければ幸いです。なお、通信料につきましては、保護者様のご負担となります。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

入会に関してのご相談やご質問は、お気軽にキッズクラブまでお問い合わせください。

キッズクラブ電話対応時間:平日 13 時～18 時、土曜日 9 時～16 時 00 分

(不在の場合は留守番電話対応となります。)



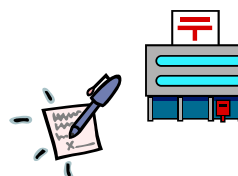
<https://youtube.com/@houkagokidsclub>

保険制度運営負担金の事前のお振込みについて

《利用申し込みの手順》

(1) 放課後キッズクラブから配付される、専用の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行または郵便局のATMで傷害見舞金制度負担金をお振り込みください。傷害見舞金制度負担金は、**利用児童1人につき年額700円**が掛かります。兄弟姉妹の2人が放課後キッズクラブを利用する場合は、振込票を1,400円に書換えてご使用ください。

★ゆうちょ銀行以外の銀行やコンビニではご利用いただけませんのでご了承ください。



(2) お振り込み後、受け取った「ご利用明細票」(窓口を利用した場合は「振替払込請求書兼受領証」)は、申込システムにアップロードをします。

★原本は必ずご家庭で保管してください。

ATM利用

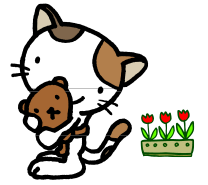
窓口利用



★保険制度運営負担金をお振り込みいただいただけでは、利用申込み手続きは完了しませんのでご注意ください。

* 振込手数料は保護者負担となります。ご了承ください。

保険制度に関する Q&A



★制度全般

Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 各運営法人が選定した保険加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している保険制度の掛金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに途中で止めた場合、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

★傷害補償について

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 対象となる事故は、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰宅も可)における「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害です。けんしょう炎など病気によるものは対象になりません。※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は対象外です ※往復途中とはキッズクラブ自宅へ「通常の経路」で真直ぐに帰宅することです。

Q 子どもが指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は対象になるのでしょうか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は支払われます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。又保険金は医療機関に支払った全額が補償されるものではなく定額の支払となります。

★賠償責任補償について

Q どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか？

A 子どもがキッズクラブの活動中にクラブや学校の窓ガラスを破損した。他の児童にケガをさせて治療費を請求されたなど法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。

Q 子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買い替え費用が全て補償されるのでしょうか？

A いいえ。補償される金額は破損した物の修理代又は時価額のいずれか低い金額となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A 活動中・往復途上中に傷害・賠償事故が発生した場合、速やかにスタッフに報告してください。後日、保険会社から保険金請求書類が送付されます。必要事項をご記入の上、ご返送ください。



放課後キッズクラブ よくあるご質問



Q1

保護者が短時間での就労でキッズクラブの利用は16時までの予定ですが、すすく【区分2】ではなく、わくわく【区分1】の登録でも問題ありませんか。

A1

保護者の方が就労していても、わくわく【区分1】の登録は可能です。
ただし、わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、「生活の場」としての利用を希望する場合は、利用時間にかかわらず、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q2

病気やケガで長期間キッズクラブを利用しない場合でも、すすく【区分2】の利用料はかかりますか。

A2

すすく【区分2】の利用料は、利用の有無にかかわらず、月額で発生します。
なお、利用予定がない月がある場合は、わくわく【区分1】へ区分変更することで、利用料がからなくなります。

Q3

途中でキッズクラブの利用を辞める場合、必要な手続きはありますか。また、その場合に保険料や利用料の返金がありますか。

A3

キッズクラブの利用登録は年度ごとに行うため、退会の手続きはありません。
すすく【区分2】に登録している場合は、利用料の発生しないわくわく【区分1】への区分変更の手続きをお願いします。
また、保険料やすすく【区分2】の利用料は、年単位・月単位でのご負担となるため、利用をしなくなった場合でも返金できません。

Q4

わくわく【区分1】の利用を制限する日があるのはどうしてですか。保護者は働いているので、キッズクラブを使えないと困ります。

A4

わくわく【区分1】は「遊びの場」として実施しているため、気象警報発表時等、お子さんやキッズクラブの活動の安全面を踏まえて利用を制限する場合があります。
「生活の場」としての利用を希望する場合は、すすく【区分2】への登録をお願いします。

Q5

すすく【区分2】の登録に当たり、勤務時間・日数等に条件はありますか。

A5

就労時間、日数等に条件はありません。保護者の方が就労していることが確認できれば、すすく【区分2】への登録が可能です。

Q6 活動時間中に、宿題等の勉強を教えてもらうことはできますか。

A6

主にくすくす【区分2】のお子さんが自主的に宿題等の学習に取り組めるよう、活動時間中に学習の時間を設けるなどの環境づくりを行います。スタッフが学習の指導等を行いません。また、ご家庭において、保護者の方とお子さまでクラブにいる間の宿題等の学習にどのように取り組むかのお話をお願いします。

Q7 保護者が同意していれば、最終下校時刻後でも一人帰りができますか。

A7

キッズクラブでは、学校とも相談のうえ、お子さんの安全性を考慮し、お子さんだけで帰宅できる最終下校時刻を定めています。最終下校時刻以降は、保護者の方等のお迎えが必要となりますので、お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

Q8 在宅勤務で保護者が家にいる場合でも、くすくす【区分2】への登録は可能でしょうか。

A8

在宅勤務の場合でも、就労証明書等、留守家庭児童であることが確認できる書類をご提出いただければ、くすくす【区分2】に登録いただくことができます。

Q9 民間学童や放課後児童クラブとの併用はできますか。

A9

民間学童等との併用も可能ですが、キッズクラブを利用してから民間学童等を利用する際に民間学童等の職員がお迎えに来る場合は、お子さんの引き渡し方法について確認する必要があるため、まずは併用予定の民間学童等をキッズクラブへお知らせください。また、併用してご利用される場合でも、日々の出欠連絡等は、キッズクラブと民間学童それぞれに対し、保護者の方から行ってください。

Q10 こどもに障害や特性があっても利用できますか。

A10

キッズクラブでは、障害の有無にかかわらず、安全・安心に利用することができるよう、お子さんの特性に応じた支援等、可能な範囲で適切な配慮に努めています。ご利用を検討されている場合、まずは、キッズクラブまでご相談ください。

令和8年度放課後キッズクラブ利用料減免手続きのお知らせ

1 利用料減免制度の概要

放課後キッズクラブ（以下「キッズクラブ」）の利用料減免（以下「減免」）制度の概要は以下の表のとおりです。書類提出フロー図（P5）をご確認いただいたうえで、申請手続き^(※)をしてください。

※申請が可能なのはR8.12月までです。期限を過ぎた場合、減免の対象とならないためご注意ください。

【減免制度の概要】

| | 説明 |
|--------------------|--|
| 減免対象者 (※1・2) | <p>すくすく【区分2】に登録していて、かつ、以下のいずれかに該当する方</p> <p>① <u>横浜市就学援助を受けている世帯（以下「就学援助世帯」）</u></p> <p>② <u>市民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」）</u></p> <p>③ <u>生活保護世帯</u></p> |
| 減免額 ・ 減免対象費用 | <p>月額利用料を上限2,500円減免</p> <p>※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません</p> |

※1 ①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。

※2 虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

2 就学援助世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度に就学援助の認定を受けている：R8.4～8月を減免
- ・令和8年度に就学援助の認定を受けている：R8.9～R9.8月を減免

となりますが、令和8年度は次の基準でも判定を行います。

ア 2～6年生の特例

R8.4～8月は従前の基準（R8年度就学援助世帯を減免）での判定も行います。

イ 1年生の特例

令和8年度就学援助世帯に対してR8.4～R9.8月の判定を行います。

【減免判定期間】

| | R8.4～8月 | R8.9～R9.8月 |
|-------|------------------------------------|---------------------|
| 2～6年生 | <u>R7年度</u> に就学援助世帯 | <u>R8年度</u> に就学援助世帯 |
| | <u>R8年度</u> に就学援助世帯 (R8年度のみの特例) | |
| 1年生 | <u>R8年度</u> に就学援助世帯 | |

(2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

| | R8.4～8月 | R8.9～R9.8月 |
|---------------------------|--|--|
| 2～6年生 (R7年度に減免を受けている) | 申請不要 | 8月までに申請すれば 9月から減免適用 ^(※1) |
| 2～6年生 (R7年度に減免を受けていない) | 8月までに申請すれば 4月から減免適用 ^(※1・2) | |
| 1年生 | | |

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。また、各月の提出期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 8月までに減免申請を行った場合、4月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類^(※)の写しを添付してご提出ください。

- ・就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ
- ・就学援助費支給についてのお知らせ
- ・就学援助認定通知

※(1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

＜児童扶養手当を受給している方へ＞

児童扶養手当を受給している方は、上記の書類ではなく、児童扶養手当証書【写し】の提出をお願いします。

3 非課税世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

令和8年度から、毎年9月から翌8月までを1年度として判定を行うため、

- ・令和7年度非課税世帯：R8.4～8月を減免
- ・令和8年度非課税世帯：R8.9～R9.8月を減免

となりますが、令和8年度のR8.6～8月は従前の基準（R8年度非課税世帯を減免）での判定も行います。

【減免判定期間】

| R8.4～5月 | R8.6～8月 | R8.9～R9.8月 |
|-----------|--------------------------|------------|
| R7年度非課税世帯 | R7年度非課税世帯 | R8年度非課税世帯 |
| | R8年度非課税世帯 (R8年度のみの特例) | |

(2) 減免の申請

減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

| | R8.4～5月 | R8.6～8月 | R8.9～R9.8月 |
|---------------------------|---|--|--|
| 2～6年生 (R7年度に減免を受けている) | 申請不要 | | 8月までに申請すれば 9月から減免適用 ^(※1) |
| 2～6年生 (R7年度に減免を受けていない) | 3月までに申請すれば 4月から減免適用 ^(※1) | 8月までに申請すれば 6月から減免適用 ^(※1・2) | |
| 1年生 | | | |

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 申請期限までに減免申請を行った場合、6月に遡って減免の適用が受けられます。申請期限・精算方法はキッズクラブまでお問い合わせください。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に、世帯全員分^(※1)の次のいずれかの書類^(※2)の写しを添付してご提出ください。

- ・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
- ・市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書
- ・給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書

※1 非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。

減免の対象となるためには、世帯全員が非課税である必要があるため、世帯全員の証明書をご提出ください。

なお、市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書は、課税または非課税でも同様の表記の証明書が発行されますので、市民税所得割部分が非課税であるか、ご確認ください。

※2 (1)のとおり、減免を受けようとする月により、提出いただく書類の年度が異なります。ご不明な点については、キッズクラブまでお問い合わせください。

4 生活保護世帯の手続き

(1) 減免の判定期間

生活保護の受給を開始した翌月から利用料減免の対象とすることが出来ます。

(2) 利用料減免の申請

利用料の減免を受けるためには、キッズクラブに対して申請を行う必要があります。

ただし、R7年度にキッズクラブで利用料減免の対象となっていた方は、R8.4～8月については、申請を行わなくても減免の対象となります。

【減免申請の考え方】

| | R8.4～8月 | R8.9～R9.8月 |
|---------------------------|----------------------|--|
| 2～6年生 (R7年度に減免を受けている) | 申請不要 | 8月までに申請すれば 9月から減免適用 ^(※1) |
| 2～6年生 (R7年度に減免を受けていない) | 随時申請 ^(※2) | |
| 1年生 | | |

※1 上記期限以降に減免申請を行った場合、減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。各月の申請期限はキッズクラブまでお問い合わせください。

※2 減免申請のあった月の翌月分の利用料から、減免の対象となります。

(3) 提出する書類

『放課後キッズクラブ利用料減免申請書』に次のいずれかの書類の写しを添付してご提出ください。

- ・保護証明書
- ・生活保護費支給証

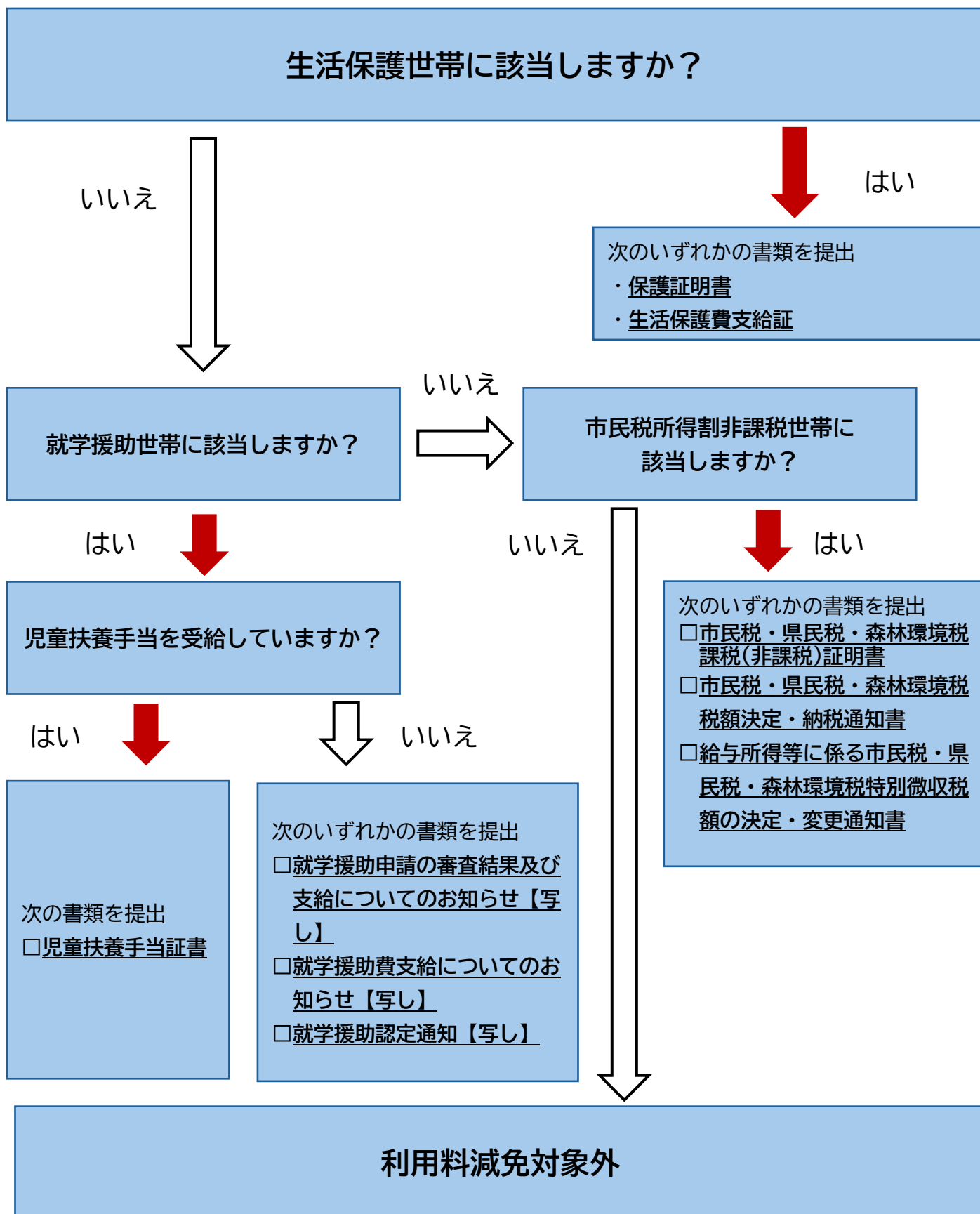
5 減免対象でなくなった場合

減免の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯ではなくなった場合等）、速やかに『放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書』の提出をお願いします。

虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

【書類提出フロー図】

※減免申請の手続は、放課後 e-場所システムではなく、紙での申請となります。



【書類の説明】

| 世帯 | 提出書類 | 提出時期 | 備考 |
|-------------------------|--------------------------------------|--|---|
| 生活保護世帯 | 保護証明書 | キッズクラブ の申込時 又は 減免の適用を 受けようとする時 | 保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。) |
| | 生活保護費支給証 | | |
| 市民税所得割 非課税世帯 | 市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書 | | 区役所税務課や行政サービスコーナーで取得することができます(1件につき300円がかかります)。 |
| | 市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書 | | 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 |
| | 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書 | | 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 |
| 就学援助世帯 (児童扶養手当受給「有」) | 児童扶養手当証書 | | 有効期限内の証書に限ります。 |
| 就学援助世帯 (児童扶養手当受給「無」) | 就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ | 8月まで 又は 8月以降は学校から受理次第速やかに | <ul style="list-style-type: none"> ・4月当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校から送付されます。 ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。 |
| | 就学援助費支給についてのお知らせ | | |
| | 就学援助認定通知 | | |

令和8年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

チェック欄

| | | |
|---|---|--|
| 利用申込（全利用区分、必須） | | |
| 保険料（全利用区分、必須） | | |
| キッズかけはしシート（全利用区分、任意） | | |
| すくすく【区分2A・B】に登録する場合 ※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。 | | |
| 保護者の状況 | 対象書類 | |
| 会社員、公務員等 | 就労（予定）証明書 | |
| 勤務予定者 | ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書遅延届」を添付してください。 | |
| 産休中及び育休中 | | |
| 自営業 | 自営業者等申告書 | |
| 病気の方 | 病気・障害等申告書 + | |
| 看護・介護中の方 | 診断書等病気の状況がわかる書類 | |
| 障害のある方 | 病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類 | |
| 求職中の方 | 求職活動申告書 | |
| 在学中の方 （中学生・高校生除く） | 学生証又は在学証明書 | |
| 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方 | 罹災証明書 | |
| お子さんに食物アレルギーがある場合 学校生活管理指導表（写） | | |
| 減免申請をする場合 放課後キッズクラブ利用料減免申請書 ※次のうちいずれかの書類 | | |
| 生活保護世帯 | 保護証明書 | |
| | 生活保護費支給証 | |
| 就学援助世帯 | 児童扶養手当証書 | |
| | 就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ | |
| | 就学援助費支給についてのお知らせ | |
| 市民税所得割非課税世帯 | 就学援助認定通知 | |
| | 市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書 | |
| | 市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書 | |
| | 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書 | |

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。
 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

| 保護者の状況 | 対象書類 |
|----------------------------|---|
| 会社員、公務員等 | 就労（予定）証明書 |
| 勤務予定者 | ※利用登録時に添付が難しい場合は、「就労（予定）証明書遅延届」を添付してください。 |
| 産休中及び育休中 | |
| 自営業 | 自営業者等申告書 |
| 病気の方 | 病気・障害等申告書 + |
| 看護・介護中の方 | 診断書等病気の状況がわかる書類 |
| 障害のある方 | 病気・障害等申告書 + 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類 |
| 求職中の方 | 求職活動申告書 |
| 在学中の方 （中学生・高校生除く） | 学生証又は在学証明書 |
| 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方 | 罹災証明書 |

減免申請をする場合

放課後キッズクラブ利用料減免申請書

※次のうちいずれかの書類

| | |
|-------------|---|
| 生活保護世帯 | 保護証明書 |
| | 生活保護費支給証 |
| 就学援助世帯 | 児童扶養手当証書 |
| | 就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ |
| | 就学援助費支給についてのお知らせ |
| 市民税所得割非課税世帯 | 就学援助認定通知 |
| | 市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書 |
| | 市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書 |

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

※必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。